

# 第208期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2020年6月25日（木曜日）  
午前10時

## 場所

山形市七日町三丁目1番2号  
当行本店7階会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）



証券コード：8344

## 目次

第208期定時株主総会招集ご通知……………	1P
（株主総会参考書類）	
第1号議案 取締役（監査等委員 …… である取締役を除く） 12名選任の件	6P
第2号議案 監査等委員である …… 取締役5名選任の件	16P
（添付書類）	
第208期事業報告 ……	24P
計算書類 ……	45P
連結計算書類 ……	47P
監査報告書 ……	50P

株主総会会場ご案内図

- 株主さまの新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる議決権行使を強く推奨申し上げます。
- また、本年はご来場される株主さまへのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主各位

山形市七日町三丁目1番2号  
株式会社 **山形銀行**  
取締役頭取 長谷川 吉茂

## 第208期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第208期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- 1. 日 時** 2020年6月25日（木曜日） 午前10時
- 2. 場 所** 山形市七日町三丁目1番2号 当行本店7階会議室
- 3. 株主総会の目的事項**

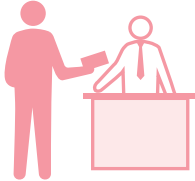
- 報告事項**
- 第208期（2019年4月1日から  
2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
  - 第208期（2019年4月1日から  
2020年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）12名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件          |

## 4. 議決権の行使についてのご案内

### 当日ご出席による 議決権行使

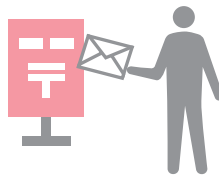


当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

#### 開催日時

2020年6月25日（木）  
午前10時

### 書面による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 行使期限

2020年6月24日（水）  
午後5時到着分まで

### インターネット等による 議決権行使



当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2020年6月24日（水）午後5時まで  
詳細は5頁をご覧ください。▶

### 複数回にわたり行使された場合の取扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以 上

〈株主さまへのお願い〉

- 株主さまの新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。
- 上記に伴い、本年は株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産は中止させていただきます。
- ご高齢や基礎疾患のある株主さまは特に慎重なご判断をお願いいたします。また、過去2週間以内に発熱等の症状が見られた方や感染リスクが高い地域等への訪問歴がある方は、ご来場をご遠慮くださいますようお願いいたします。

〈ご来場される株主さまへのお願い〉

- ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。  
また、会場入口で検温や訪問歴の確認にご協力いただくことがございます。体調不良と見受けられる方にはご入場をお控えいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

〈当行の対応について〉

- 本株主総会会場におきましては、役員および運営スタッフのマスク着用やアルコール消毒液の設置などの感染予防措置を講じてまいります。  
また、会場の座席は例年よりも間隔を広げた配置とさせていただきます。そのため、株主さまの十分な席数を確保できない可能性がございますので、あらかじめご了承ください。
- 当行役員につきましても、感染拡大リスクの低減のため、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただきます。

今後の状況変化により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当行ホームページ (<http://www.yamagatabank.co.jp/>) にてお知らせいたします。株主の皆さまのご理解ならびご協力をお願い申し上げます。

### お願い

- 当日ご出席の場合は、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### お知らせ

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の注記、連結計算書類の注記、株主資本等変動計算書、および連結株主資本等変動計算書につきましては、法令および当行定款第15条の規定に基づき、以下の当行ホームページに記載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。  
(<http://www.yamagatabank.co.jp/investor/stock/soukai/>)  
したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当行ホームページ (<http://www.yamagatabank.co.jp/investor/stock/soukai/>) において通知させていただきます。

# インターネットによる議決権行使について

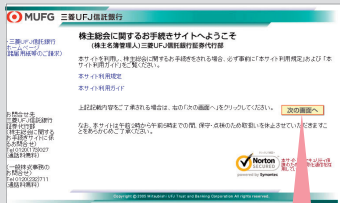
## 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

### パソコンによる議決権行使

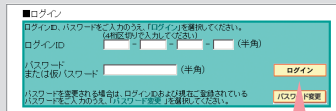
議決権行使ウェブサイトアドレス ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

#### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



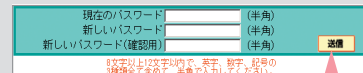
「次の画面へ」をクリック

#### 2 お手元の議決権行使用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

#### 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



#### 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（通話料無料）受付時間 午前9時～午後9時

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）12名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じです。）14名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。経営管理体制の強化および効率化をはかるため取締役を2名減員し、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、当行は取締役の報酬・選任についての透明性を向上させるために、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の機関である「ガバナンス委員会」を設置しており、取締役候補者の選任にあたりましては、同委員会の審議を経て取締役会にて決定しております。

同委員会は、独立社外取締役が過半数を占めるとともに、委員長を独立社外取締役としております。

#### ■ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任に関する監査等委員会の意見

監査等委員会は、取締役候補者について、指名手続、各候補者の資質および取締役会全体の実効性等の観点から、慎重な検討を行いました。その結果、ガバナンス委員会における活発な討議など適切な手続を経て指名されていること、候補者は企業経営にかかる豊富な経験と実績を有していること、また取締役会全体を見たときに取締役会に期待される役割を果たし得る人選がなされていることなどから、本議案で提案されている取締役候補者は妥当であると判断します。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位
1	再任 は せ がわ きち しげ 長谷川 吉 茂	代表取締役頭取
2	再任 み うら しん いち ろう 三 浦 新一郎	代表取締役専務
3	再任 なが い さとし 永 井 悟	常務取締役
4	再任 かつ き しん や 勝 木 伸 哉	常務取締役
5	再任 こ や ひろし 小 屋 寛	常務取締役 経営統括本部長委嘱
6	再任 み さわ よし たか 三 澤 好 孝	取締役酒田支店長兼 酒田駅前支店長委嘱
7	再任 さ とう えい じ 佐 藤 英 司	取締役米沢支店長兼 米沢北支店長委嘱
8	再任 すず き たけ ひろ 鈴 木 武 浩	取締役仙台支店長委嘱
9	再任 とう やま ゆたか 藤 山 豊	取締役融資部長委嘱
10	再任 は せ がわ いずみ 長谷川 泉	取締役リスク統括部長委嘱
11	再任 いの うえ ゆみ こ 井 上 弓 子	社外 独立 社外取締役
12	新任 はら だ けい た ろう 原 田 啓太郎	社外 独立



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	<p>はせがわ きちしげ 長谷川 吉茂 (1949年9月30日生)</p>	<p>1973年 4 月 株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行 1983年 5 月 同行業務総本部業務企画部 部長代理 1985年 6 月 当行常務取締役 1993年 4 月 当行専務取締役 1997年 6 月 当行代表取締役専務 2005年 6 月 当行代表取締役頭取 現在に至る (担当) 監査部</p>	323,350株
<p>&lt;候補者とした理由&gt; 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）勤務後に当行入行。常務取締役、専務取締役を歴任後、2005年6月に代表取締役頭取に就任。以来、経営全般に対し卓越したリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</p>			
2	<p>みうら しんいちろう 三浦 新一郎 (1971年12月27日生)</p>	<p>1994年 4 月 株式会社三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2003年 9 月 同行融資部企業融資第二グループ 調査役 2005年 6 月 当行常務取締役 2014年 6 月 当行代表取締役専務 現在に至る (担当) 秘書室、営業支援部、 システム企画部、東京事務所</p>	128,565株
<p>&lt;候補者とした理由&gt; 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）勤務後に当行入行。常務取締役に就任後、2014年6月からは代表取締役専務に就任。昨年度は産学官金連携によるものづくり支援や円滑な事業承継支援、ストラクチャードファイナンス等の金融サービスに取り組むなど、経営全般に対し卓越したリーダーシップを発揮し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
3	ながい さとし 永井 悟 (1961年12月15日生)	1984年 4月 当行入行 2008年 7月 当行小松支店長 2010年 7月 当行総合企画部副部長 2011年 6月 当行人事部長 2014年 6月 当行取締役総合企画部長委嘱 2016年 4月 当行常務取締役 現在に至る (担当) 人事総務部、事務統括部	4,000株
<p>&lt;候補者とした理由&gt;</p> <p>営業店長、人事部長等を歴任後、2014年6月に取締役就任。以来、特に人事総務部門および事務管理部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。昨年度は、営業店端末の入替や、人材育成の強化を主導するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</p>			
4	かつぎ しんや 勝木 伸哉 (1960年9月11日生)	1985年 4月 当行入行 2008年 4月 当行泉崎支店長 2010年10月 当行人事部詰 (藤庄印刷株式会社出向) 2013年 6月 当行山形駅前支店長 2014年 4月 当行融資部長 2015年 6月 当行取締役融資部長委嘱 2017年 6月 当行常務取締役 現在に至る (担当) 融資部	2,000株
<p>&lt;候補者とした理由&gt;</p> <p>営業店長、融資部長等を歴任後、2015年6月に取締役就任。以来、融資部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。昨年度は事業性評価による顧客本位の融資や、金融検査マニュアル廃止・民法改正への対応を主導するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
5	<p style="text-align: center;">こや ひろし 小屋 寛 (1962年6月16日生)</p>	<p>1986年4月 株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行 1994年5月 当行入行 2008年4月 当行南山形支店長 2010年10月 当行営業企画部副部長 2011年7月 当行総合企画部副部長 2012年7月 当行金融市場部長 2014年10月 当行仙台支店長 2016年4月 当行総合企画部長 2016年6月 当行取締役総合企画部長委嘱 2019年4月 当行常務取締役経営統括本部長兼 経営企画部長委嘱 2019年10月 当行常務取締役経営統括本部長委嘱 現在に至る (担当) 経営統括本部、経営企画部、 リスク統括部、コンプライアンス統括部</p>	2,400株
<p>&lt;候補者とした理由&gt; 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）勤務後に当行入行。営業店長、金融市場部長、総合企画部長等を歴任後、2016年6月に取締役役に就任。以来、経営企画部門およびリスク管理部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。昨年度は、営業店体制の再構築や法制度改正への対応、マネーローダリング対策などのコンプライアンス態勢の強化を主導するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</p>			
6	<p style="text-align: center;">みざわ よしたか 三澤 好孝 (1963年2月15日生)</p>	<p>1985年4月 当行入行 2007年4月 当行酒田支店法人営業部長 2009年6月 当行宮城野支店長 2012年4月 当行城南支店長 2014年6月 当行人事部長 2016年4月 当行酒田支店長兼 酒田駅前支店長 2017年6月 当行取締役酒田支店長兼 酒田駅前支店長委嘱 現在に至る</p>	3,000株
<p>&lt;候補者とした理由&gt; 営業店長、人事部長等を歴任後、2017年6月に取締役酒田支店長兼酒田駅前支店長に就任。地区母店長として庄内地区全域を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。昨年度は庄内地区における再生エネルギー創出や利用に向けたインフラ整備支援等に主体的に取り組むなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
7	さとう えいじ 佐藤 英司 (1964年6月5日生)	1987年 4月 当行入行 2009年 6月 当行酒田支店法人営業部長 2012年 4月 当行営業企画部副部長 2014年 6月 当行営業支援部長 2017年 6月 当行取締役米沢支店長兼 米沢北支店長委嘱 現在に至る	1,200株
	<候補者とした理由> 営業支援部長等を歴任後、2017年6月に取締役米沢支店長兼米沢北支店長に就任。地区母店長として置賜地区全域を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。昨年度は置賜地区で地域ブランドの価値向上による地域振興支援に主体的に取り組むなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。		
8	すずき たけひろ 鈴木 武浩 (1963年3月7日生)	1987年 4月 当行入行 2010年 7月 当行小松支店長 2012年 4月 当行仙台支店仙台営業第二部長 2014年 7月 当行金池支店長 2016年 4月 当行人事総務部長 2018年 6月 当行取締役仙台支店長委嘱 現在に至る	3,900株
	<候補者とした理由> 営業店長、人事総務部長等を歴任後、2018年6月に取締役仙台支店長に就任。地区母店長として仙台地区全域を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。昨年度は仙台地区で大企業から中小企業、個人のお取引先まで幅広い金融サービスの提供に主体的に取り組むなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
9	とうやま ゆたか 藤山 豊 (1965年11月14日生)	1988年4月 当行入行 2010年7月 当行狩川支店長 2012年7月 当行融資部副部長 2015年9月 当行寿町支店長 2017年6月 当行融資部長 2019年6月 当行取締役融資部長委嘱 現在に至る	2,800株
<p>&lt;候補者とした理由&gt;            営業店長を歴任後、2019年6月に取締役融資部長に就任。融資部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。昨年度は審査、管理業務の適切な運営につとめるとともに各種法制度改正への対応に取り組むなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</p>			
10	はせがわ いずみ 長谷川 泉 (1977年10月12日生)	2001年4月 ドイツ証券会社 (現ドイツ証券株式会社) 入社 2004年5月 モルガン・スタンレー証券会社 (現モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社) 入社 2006年3月 スタンダード・アンド・プアーズ (現S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社)入社 2007年5月 バークレイズ・キャピタル証券株式会社 (現バークレイズ証券株式会社)入社 2008年8月 デクシア・クレディ・ローカル銀行入行 2010年5月 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(現ナットウエスト・マーケッツ証券会社)入社 リスク管理部ヴァイスプレジデント 2015年4月 同社ヘッド・オブ・オペレーション リスク・ジャパン 2017年9月 当行総合企画部付部長 2019年4月 当行リスク統括部長 2019年6月 当行取締役リスク統括部長委嘱 現在に至る	8,700株
<p>&lt;候補者とした理由&gt;            欧米銀行・証券会社を中心にクレジット市場調査と国内外ファイナンス案件の組成や、国内外の銀行融資取引・金融市場取引のリスク管理業務に従事した後、当行に入行。昨年度はリスクアペタイト方針の策定や、新型コロナウイルス感染症対策などの業務継続計画（BCP）の策定をはじめとしたリスク管理態勢の高度化に取り組むなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
11	<p style="text-align: center;">いのうえ ゆみこ 井上 弓子 (1947年7月27日生)</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>1996年 2月 高島電機株式会社入社（取締役）  2001年 2月 同社 常務取締役  2003年 7月 同社 代表取締役社長  2009年 8月 みやぎ・やまがた女性交流機構  会長（現職）  2011年 2月 高島電機株式会社代表取締役会長  （現職）  2012年 6月 山形商工会議所副会頭  2015年 6月 当行社外取締役（現職）  2017年 4月 国立大学法人山形大学経営協議会  委員（現職）  現在に至る</p>	1,300株
<p>&lt;候補者とした理由&gt;  企業経営者としての高い見識および山形商工会議所副会頭等の経済団体幹部の経験を有し、銀行以外の立場から経営に対して助言を行っていただいていることから、社外取締役候補者としたものであります。また、コーポレートガバナンス・コードにて求められている「女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保」を推進するうえで最適の人材であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
12	<p>はらだ けいたろう 原田 啓太郎 (1953年2月2日生)</p> <p><b>新任</b></p> <p>社外取締役</p> <p><b>独立役員</b></p>	<p>1977年4月 ハッピーマシン製造株式会社（現株式会社ハッピージャパン）入社</p> <p>1987年6月 東北精機工業株式会社（現株式会社ハッピージャパン）代表取締役社長</p> <p>1999年12月 ハッピー工業株式会社（現株式会社ハッピージャパン）代表取締役社長</p> <p>2005年6月 株式会社ヤマコー社外監査役（現職）</p> <p>2006年6月 両羽協和株式会社社外取締役（現職）</p> <p>2011年7月 ハッピー協和株式会社代表取締役社長（現職）</p> <p>2012年6月 山形放送株式会社社外監査役（現職）</p> <p>2014年10月 株式会社ハッピージャパン代表取締役社長</p> <p>2017年4月 株式会社ハッピープロダクツ代表取締役社長</p> <p>2019年10月 株式会社ハッピージャパン代表取締役会長（現職）</p> <p>2019年12月 株式会社ハッピープロダクツ代表取締役会長（現職）</p> <p>現在に至る</p>	0株
<p>&lt;候補者とした理由&gt; グローバルなものづくり企業の経営者として専門知識ならびに高度な技術に精通するとともに、国際的な幅広い見識を有していることから、銀行以外の立場から客観的に経営に対して助言を行っていただくことができるものと考え、社外取締役候補者としたものであります。他企業において社外取締役・監査役としての経験も豊富に有しており、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

<特記事項>

1. 当行は、井上弓子氏と預金取引が、同氏が代表取締役である高島電機株式会社と預金・貸出金取引があります。
2. 当行は、原田啓太郎氏と預金取引が、同氏が代表取締役である株式会社ハッピージャパンおよび株式会社ハッピープロダクツと預金・貸出金取引があります。また、同氏が代表取締役であるハッピー協和株式会社と預金取引があります。
3. 井上弓子氏および原田啓太郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当行は、23頁に記載しております当行が定める「独立性判断基準」等に基づき、東京証券取引所に対して井上弓子氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、同氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、原田啓太郎氏の取締役選任が承認された場合に、新たに独立役員となる予定であります。  
なお、本議案および第2号議案が承認された場合、当行における独立役員である社外取締役の員数は、監査等委員である取締役も含めた取締役17名のうち6名となります。
5. 当行は井上弓子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を、法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、原田啓太郎氏の取締役選任が承認された場合には、当行は同氏との間でも同様に責任限定契約を締結する予定であります。
6. 井上弓子氏は現在当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。



## 第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役5名のうち、中山眞一、浜田敏、五味康昌および尾原儀助の4氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、丹野晴彦氏は辞任する予定でありますので、新たに監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

また、監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、ガバナンス委員会の審議を経て取締役会にて決定しております。

### 監査等委員である取締役候補者

候補者番号		氏名				現在の当行における地位	
1	新任	たる	いし	たく	ろう		金融市場部長
		垂	石	卓	朗		
2	再任	ご	み	やす	まさ	社外	独立
		五	味	康	昌		社外取締役監査等委員
3	再任	お	はら	ぎ	すけ	社外	独立
		尾	原	儀	助		社外取締役監査等委員
4	新任	まつ	だ	じゅん	いち	社外	独立
		松	田	純	一		社外取締役
5	新任	おし	の	まさ	のり	社外	独立
		押	野	正	徳		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	たるいし たくろう 垂石卓朗 (1965年3月30日生)  <div style="background-color: red; color: white; text-align: center; padding: 2px;">新任</div>	1987年4月 当行入行 2011年4月 当行久野本支店長 2012年7月 当行総合企画部副部長 2016年4月 当行金融市場部長 現在に至る	200株
<p>&lt;候補者とした理由&gt;</p> <p>営業店長や、金融市場部長を歴任。特に金融市場、証券、国際業務に精通しており、有価証券ならびに国際業務部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。業務執行取締役等の職務状況および経営全般への監査・監督を実施するうえで、十分な経験と実績を有していることから、候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
2	<p style="text-align: center;">ご み やすまさ 五味 康 昌 (1943年2月8日生)</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>1966年 4 月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行</p> <p>1993年 6 月 同行取締役米州本部米州企画部長（特命担当）（バンクオブカリフォルニア出向兼務）</p> <p>1997年 5 月 同行常務取締役業務企画部長委嘱</p> <p>2002年 6 月 同行専務取締役法人営業部門長委嘱</p> <p>2003年 5 月 同行副頭取法人営業部門長委嘱</p> <p>2004年 6 月 同行副頭取退任</p> <p>2004年 6 月 三菱証券株式会社 （現三菱UFJ証券ホールディングス株式会社） 取締役会長</p> <p>2009年 5 月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社相談役</p> <p>2009年 6 月 当行社外監査役</p> <p>2010年 6 月 讀賣テレビ放送株式会社 社外取締役（現職）</p> <p>2013年 2 月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社特別顧問</p> <p>2015年 6 月 株式会社オービック 社外取締役（現職）</p> <p>2016年 6 月 当行社外取締役監査等委員 （現職）</p> <p>2019年 4 月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社名誉顧問（現職） 現在に至る</p>	1,200株
<p>&lt;候補者とした理由&gt;</p> <p>海外勤務経験も含め金融・証券業務に精通するなど、企業経営を統治する十分な見識や社会的信用を有しております。2009年6月の社外監査役就任以来、適切な監査・監督を遂行していただいていることから、引き続き独立した立場にて、業務執行取締役等の職務状況および経営全般への監査・監督を適切に遂行していただけるものと考え、候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
3	<p style="text-align: center;">おはら                      ぎすけ 尾原 儀助 (1948年2月24日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">独立役員</p>	<p>1972年 4 月 麒麟麦酒株式会社（現キリンビール株式会社）入社</p> <p>1973年 8 月 男山酒造株式会社 代表取締役（現職）</p> <p>1973年 8 月 山形酒類販売株式会社 代表取締役（現職）</p> <p>2007年 6 月 一般社団法人山形県法人会連合会 会長</p> <p>2007年 6 月 株式会社ヤマザワ社外監査役 （現職）</p> <p>2014年 6 月 当行社外取締役</p> <p>2016年 6 月 当行社外取締役監査等委員 （現職）</p> <p style="text-align: center;">現在に至る</p>	71,503株
<p>&lt;候補者とした理由&gt;</p> <p>企業経営者としての豊富な経験に基づく幅広い知識と高い見識を有しております。2014年6月の社外取締役就任以来、適切な監査・監督を遂行していただいていることから、引き続き独立した立場にて、業務執行取締役等の職務状況および経営全般への監査・監督を適切に遂行していただけるものと考え、候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
4	<p style="text-align: center;">まつだ      じゅんいち 松田 純一 (1960年5月4日生)</p> <p style="text-align: center;"><b>新任</b></p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;"><b>独立役員</b></p>	<p>1993年 4 月 東京弁護士会登録</p> <p>2002年 8 月 松田純一法律事務所（現松田総合法律事務所） 所長（現職）</p> <p>2013年 2 月 Dua&amp;Matsuda Advisory 株式会社代表取締役（現職）</p> <p>2014年 4 月 東京弁護士会副会長</p> <p>2016年 3 月 株式会社グローバルダイニング社外取締役監査等委員</p> <p>2017年 6 月 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社社外取締役監査等委員（現職）</p> <p>2017年 7 月 株式会社MATSUDA&amp;PARTNERS（現株式会社MAP）代表取締役（現職）</p> <p>2017年 7 月 株式会社松田総合研究所代表取締役（現職）</p> <p>2019年 6 月 当行社外取締役（現職） 現在に至る</p>	0株
<p>&lt;候補者とした理由&gt;</p> <p>弁護士として企業法務やコーポレートガバナンスに精通し、高い見識と専門知識を有しております。2019年6月より取締役に就任し、銀行以外の立場から客観的に経営に対して助言を行っていただいております。監査等委員である取締役としても業務執行取締役等の職務状況および経営全般への監査・監督を適切に遂行していただけるものと考え、候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
5	<p>おしの まさのり 押野 正徳 (1958年5月17日生)</p> <p><b>新任</b></p> <p>社外取締役</p> <p><b>独立役員</b></p>	<p>1988年 9 月 公認会計士登録</p> <p>2004年 6 月 新日本監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人）代表委員</p> <p>2011年 7 月 新日本有限責任監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人）山形事務所所長</p> <p>2012年 6 月 日本公認会計士協会東北会山形県会会長</p> <p>2012年 6 月 日本公認会計士協会東北会副会長</p> <p>2017年 6 月 新日本有限責任監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人）退職</p> <p>2017年 7 月 押野正徳公認会計士事務所所長（現職）</p> <p>2017年11月 ミクロン精密株式会社社外取締役（現職） 現在に至る</p>	0株
<p>&lt;候補者とした理由&gt;</p> <p>公認会計士として企業会計に精通し、高い見識と専門知識を有しております。金融機関の監査等豊富な経験と社会的信用を有しており、銀行以外の独立した立場にて業務執行取締役等の職務状況および経営全般への監査・監督を適切に遂行していただけるものと考え、候補者としたものであります。</p>			

各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

### <特記事項>

1. 当行は、尾原儀助氏および同氏が代表取締役である山形酒類販売株式会社と預金取引があります。また、同氏が代表取締役である男山酒造株式会社と預金・貸出金取引があります。
2. 当行は、松田純一氏と預金・貸出金取引が、同氏が代表取締役である株式会社松田総合研究所および株式会社MAPと預金取引があります。
3. 当行は、押野正徳氏と預金取引があります。
4. 五味康昌、尾原儀助、松田純一および押野正徳の各氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当行は、23頁に記載しております当行が定める「独立性判断基準」等に基づき、東京証券取引所に対して五味康昌、尾原儀助および松田純一の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、各氏の取締役選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、押野正徳氏の取締役選任が承認された場合には、新たに独立役員となる予定であります。  
なお、本議案および第1号議案が承認された場合、当行における独立役員である社外取締役の員数は、取締役17名のうち6名となります。
6. 松田純一氏は弁護士として高い見識と専門知識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
7. 押野正徳氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として高い見識と専門知識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
8. 当行は、五味康昌、尾原儀助および松田純一の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を、法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の取締役選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、押野正徳氏の取締役選任が承認された場合には、当行は同氏との間でも同様に責任限定契約を締結する予定であります。
9. 五味康昌氏は現在当行の社外取締役監査等委員であります。その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
10. 尾原儀助氏は現在当行の社外取締役監査等委員であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、社外取締役監査等委員である4年間を含め、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
11. 松田純一氏は現在当行の社外取締役であります。その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

(ご参考) 「当行の独立性判断基準」

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

当行において、社外取締役候補者が独立性を有すると判断するためには、現在および過去3年間に於いて、以下の要件の全てに該当しないことが必要であります。

(1) 主要な取引先 (※1)

ア. 当行を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等（法人その他の団体をいいます。以下同じです。）である場合は、その業務執行者。

イ. 当行の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。

(2) 専門家

当行から役員報酬以外に、過去3年平均で、年間1,000万円超えの金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。

(3) 寄付

当行から過去3年平均で、年間1,000万円超えの寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。

(4) 主要株主

当行の発行済み株式の10%以上を保有している主要株主、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。

(5) 上記 (1) ~ (4) に該当する先の近親者。(※2)

(ただし、重要でない者 (※3) を除く。)

(6) 当行またはその子会社の取締役、監査役、使用人およびそれらの近親者。(※2)

(ただし、重要でない者 (※3) を除く。)

※1. 「主要な取引先」の定義

- ・ 当行を主要な取引先とする者：当該者の連結売上高に占める当行宛売上高の割合が2%を超える場合。
- ・ 当行の主要な取引先：当行の連結総資産の1%を超える貸付を当行が行っている場合。

※2. 「近親者」の定義

配偶者および2親等以内の親族。

※3. 「重要」であるものの定義

各会社の役員・部長クラスの者。

以 上



## 1 当行の現況に関する事項

### ① 企業集団の事業の経過及び成果等

#### 企業集団の主要な事業内容

企業集団は、2020年3月末現在、当行および連結子会社7社で構成され、銀行業務を中心に、信用保証業務、リース業務、クレジットカード業務などの総合金融情報サービスを提供しております。

#### 経済環境

##### ■ 国内経済

当期におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移しましたが、年度末にかけては新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けて大幅な下振れとなりました。

期中においては、米中貿易摩擦等の影響から輸出が減少傾向となるなか、企業の生産活動は弱含みで推移しました。企業収益は、製造業を中心に前年比で減収減益となり、設備投資は、おおむね横ばいとなりました。一方、雇用・所得環境の改善が続くなかで底堅く推移していた個人消費は、消費増税や東日本を中心とする台風19号の被害等もあって、年度後半にはやや弱い動きに転じ、住宅投資も、減少傾向となりました。こうしたなか、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、人の移動制限や、不要不急の外出を手控える動きが国内外で広がったため、2月以降の経済活動は大幅な縮小を余儀なくされました。

##### ■ 県内経済

当行の主要営業基盤である山形県内経済は、生産面、需要面ともに弱い動きとなり、年度末にかけては新型コロナウイルスの影響からさらに下振れとなりました。

公共工事は、地方公共団体等による大型工事が多く、増加傾向で推移しました。一方、企業の生産活動は、中国向け製品の需要減などから汎用・生産用・業務用機械を中心として弱めの動きとなり、設備投資は、おおむね横ばいとなりました。製造業を中心に雇用・所得環境の改善ペースが鈍化するなか、個人消費、住宅投資は、10月の消費増税後は一段と弱い動きとなりました。また、2月以降は新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受け、経済活動の停滞がさらに目立つ展開となりました。

#### 金融環境

金融面をみますと、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策の継続によるマイナス金利の影響から、金融機関が資金のやり取りを行うコール市場における無担保翌日物金利（短期金利）は、 $\Delta 0.07\%$ から $\Delta 0.00\%$ で推移しました。10年物国債利回り（長期金利）も、期初はマイナス水準にありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大への懸念からリスク回

避の動きが強まり、今年3月には0.1%台まで急上昇した後、期末には0.01%となりました。円相場は、8月に一旦1米ドル105円台の円高となった後は再び円安傾向を示しましたが、3月にはリスク回避の円買いの動きが広がり、3年5カ月ぶりに102円台まで急伸びました。また、日経平均株価は、1月にはバブル後最高値に迫る24,000円台の水準にありましたが、3月には「コロナ・ショック」による米国株式市場の大幅下落や急激な円高をうけ、16,000円台に急落しました。その後、期末にかけて円相場は1米ドル108円台、日経平均株価は19,000円前後へとやや水準を戻しました。

## 営業施策等

業務面においては、多様化・高度化するお客さまのニーズに対応するため、新たな商品やサービスの提供に努めるとともに、地域密着型金融の深化を実践すべく、地域経済の活性化に向けた取り組みを強化しました。

## ■ 個人向け商品・サービス

個人部門では、ライフステージに応じたお客さまの資産形成ニーズにお応えするため、保険商品については、学資積立ニーズにも対応した個人年金保険商品等を導入したほか、投資信託商品についても、退職世代の資産運用ニーズに対応した商品を含めて、ラインナップの見直し・拡充を行いました。また、お客さまの円滑な財産承継を支援するため、株式会社山田エスクロー信託と提携し、お客さまの財産管理を信託契約に基づきご家族に委託する民事信託コンサルティング業務「家族のバトン」の取り扱いを開始しました。一方、スマートフォン等を使用した即時資金決済ニーズへの対応としては、4月より、みずほ銀行が提供するQRコード決済サービス「J-Coin Pay」と連携し、当行普通預金口座との入出金が可能となったほか、8月からは「メルペイ」とも口座連携を開始しました。10月には、インターネットバンキングの料金払込サービス<Pay-easy（ペイジー）>の収納機関を拡大するなど、多様なチャネルにおけるお客さまの利便性向上に努めました。

## ■ 法人向け商品・サービス

法人部門では、業種特性や競争環境等の分析を通じて成長可能性を総合的に判断する事業性評価手法である「ビジネスパノラマ」を用いて、お客さまの課題の「見える化」を図り、技術支援アドバイザーによる「技術評価」も実施しながら経営支援に取り組みました。4月からは、TKC東北会と連携して、同会山形県支部会員顧問先企業に対する事業承継支援を開始しております。また、「ビジネスマッチング推進デスク」として専担者を配置し、情報蓄積と幅広い分野におけるマッチングの強化を図るなかで、6月には県内地銀として初めて「有料職業紹介事業」の許可を取得し、7月より人材紹介業務を開始しました。海外進出支援に関しては、4月にベトナム投資開発銀行との協定に基づきベトナムに行員を派遣するなど、引き続き積極的に取り組みました。一方、キャッシュレス決済導入支援の一環として、国内外の主要なQRコード決済を一括導入・管理できるサービスを提供する株式会社ネットスターズによる「StarPay」の加盟店契約取次業務を開始しました。

## ■ 地方創生への取り組み

地方創生への取り組みについては、2012年7月より「山形成長戦略プロジェクト」をスタートさせ、2015年4月に「山形成長戦略推進室」へと改組して活動を継続してまいりました。2015年3月からは「やまがた創生会議」を設置し、全行挙げての取り組み態勢を強化しております。これまでに、鶴岡市の慶應義塾大学先端生命科学研究所を中核として、バイオ技術を基盤とする企業の集積を目指す「バイオサイエンスパーク構想」における街づくり事業への参画をはじめ、上山市の「クアオルト構想」におけるヘルスツーリズムやワインツーリズムの組成支援、飯豊町の「電池バレー構想」における山形大学工学部との連携によるベンチャー企業の設立や、リチウムイオン電池材料の開発・製造を手掛ける新会社の設立支援、川西町の「メディカルタウンの形成」に向けた街づくり支援などを通じて、地域経済の活性化や雇用創出に着実な成果を出しております。

こうしたなか、地方創生戦略を中長期的に進めるため、地域商社事業等を営む銀行業高度化等会社として「TRYパートナーズ株式会社」を12月に設立しました。金融機関の完全子会社としての地域商社設立は全国初であり、今年4月より営業を開始しております。

## ■ その他の施策

当期は、6月に山形県沖地震が発生、10月には台風19号が東日本に上陸したほか、今年2月以降は国内で新型コロナウイルスの感染が拡大し、地域経済に大きな影響を及ぼしました。当行は、相談窓口を設置するなどして、これらの影響を受けたお客さまの融資や返済等に関するご相談にお応えしました。また、7月には、地域に根差した銀行グループとして、持続可能な社会の実現を目指すべく、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標・Sustainable Development Goals）への当行およびグループ各社による取り組み内容を公表しました。

店舗については、県内外の4カ店で営業時間の見直しを行い、11:30～12:30の窓口業務を一時休止するなど、一段と運営の効率化を進めました。なお、2020年3月末現在、ランチ・イン・ランチ10カ店、有人出張所1カ店を含め、店舗数は81カ店、店舗外現金自動設備の設置場所は133カ所となっております。また、事務集中部門の拡張への対応と、業務継続態勢の強化を図るため、2021年9月以降の利用開始をめどとして、「山形銀行旅籠町ビル」（山形市旅籠町地内）の建設に着手しております。

## ■ 組織体制の整備状況

組織面では、経営全体の企画・統括機能の強化、リスク管理の高度化、法令遵守態勢の強化を図るため、総合企画部を分割して「経営企画部」、「リスク統括部」、「コンプライアンス統括部」を創設し、これらを統括する「経営統括本部」を設置しました。また、経営企画部内のコーポレートガバナンス室を、SDGsやESG等の社会的要請の高まりに対応すべく「コーポレートガバナンス・ESG推進室」に変更したほか、関連会社を含むグループ収益力の強化に向けて「関連事業室」を新設しました。コンプライアンス統括部内には、マネー・ローダリングおよびテロ資金防止態勢を強化するため「マネー・ローダリング対策室」を新設しました。

## 事業の経過及び成果等

以上のような営業施策を実施しながら、当行グループは、株主の皆さまはもとより、お客さまのご支援のもと、役職員一体となり一層の経営体質強化と業績向上努力を継続しました結果、当連結会計年度は次のような業績をおさめることができました。

経常収益は、株式等売却益の減少を主な要因として、前年比33億12百万円減収の440億41百万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損や貸倒引当金繰入額の減少を主因に前年比19億85百万円減少し、394億6百万円となりました。この結果、経常利益は前年比13億27百万円減益の46億34百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同14億82百万円減益の25億37百万円となりました。

なお、連結の業績においては銀行業務が大部分を占めており、当行単体の業績は以下のとおりとなりました。

### ■ 預金等

預金ならびに譲渡性預金については、個人預金や公金預金の増加により、当期中514億円増加し、期末残高は2兆3,742億円となりました。また、預かり金融資産については、投資信託の減少を主因に、全体では当期中161億円減少し、期末残高は2,673億円となりました。

### ■ 貸出金

貸出金については、当期中141億円増加し、期末残高は1兆7,218億円となりました。地方公共団体向け貸出が減少したものの、企業向け貸出が増加しました。

### ■ 有価証券

有価証券については、国債への再投資を抑制する一方、地方債や投資信託などの収益が見込まれる資産への投資を進めた結果、当期中811億円増加し、期末残高は7,589億円となりました。

### ■ 損益の状況

国債等債券売却損や貸倒引当金繰入額が減少した一方、株式等売却益が減少したことなどから、経常利益は前年比11億86百万円減益の38億92百万円、当期純利益は同13億26百万円減益の21億51百万円となりました。

## 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大が地域経済に与える影響は非常に大きく、山形県内経済は足もとでは弱い動きとなっております。当行は、地域経済を支える地域金融機関として、お取引先企業の皆さまの資金繰り支援などに全力で対応していくことが最優先の課題と捉えております。また、人口減少や少子高齢化に伴う地域経済の縮小が懸念される状況を踏まえ、地方創生や地域経済の活性化に果たすべき当行の役割や責任は、一層重要性が高まっているものと認識しております。

他方、ESG（環境・社会・ガバナンス）やSDGs（持続可能な開発目標）への取り組みが求

められているほか、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止、サイバー攻撃に対するセキュリティ強化への対応など、経営管理態勢強化に引き続き取り組んでいく必要があります。

当行は、2018年4月より第19次長期経営計画「《やまぎん》未来をつくる ～Vision for 2020～」(2018年度～2020年度)をスタートさせ、最終年度を迎えております。「お客さま」、「地域」、「当行」の未来をつくるため、山形の発展に責任を持つ「ベストパートナーバンク」を目指し、引き続き当行グループが一丸となって、地域内企業の皆さまへの幅広い事業支援や、個人の皆さまへの安定した金融サービスの提供、資産形成支援など、地域経済の発展とお客さまのニーズにこだわったビジネスを展開してまいります。

なお、2019年5月に当行の元行員による詐欺事件が発覚しました。信用を第一とする金融機関でありながら、このような事態を招き、お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。不祥事件を発生させた事実を厳粛に受け止め、法令等遵守意識の徹底、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、信頼回復と再発防止に取り組んでまいります。

株主の皆さま、地域の皆さま方には、引き続き温かいご支援と変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

## ② 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

### イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)
経常収益	45,886	42,488	47,354	44,041
経常利益	8,083	7,138	5,962	4,634
親会社株主に帰属する 当期純利益	5,473	4,988	4,020	2,537
包括利益	1,814	5,077	464	△7,997
純資産額	153,514	157,442	156,761	147,706
総資産	2,612,784	2,618,179	2,576,980	2,653,119

### ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当期)
預金	21,832	22,094	22,151	22,690
定期性預金	8,829	8,378	7,972	7,858
その他の	13,003	13,715	14,179	14,831
貸出金	16,824	17,355	17,077	17,218
個人向け	5,265	5,795	5,933	5,948
中小企業向け	4,898	4,990	5,036	4,949
その他の	6,661	6,568	6,108	6,320
商品有価証券	0	0	0	—
有価証券	7,183	7,338	6,778	7,589
国債	2,933	2,595	1,929	1,589
その他の	4,250	4,743	4,849	6,000
総資産	26,015	26,061	25,636	26,395
内国為替取扱高	126,798	139,514	136,211	133,939
外国為替取扱高	1,110	1,070	1,242	1,026
<small>百万ドル</small>	<small>百万ドル</small>	<small>百万ドル</small>	<small>百万ドル</small>	<small>百万ドル</small>
経常利益	7,254	6,367	5,079	3,892
<small>百万円</small>	<small>百万円</small>	<small>百万円</small>	<small>百万円</small>	<small>百万円</small>
当期純利益	5,136	4,274	3,478	2,151
<small>百万円</small>	<small>百万円</small>	<small>百万円</small>	<small>百万円</small>	<small>百万円</small>
1株当たり当期純利益	157 42	131 15	106 72	66 02
<small>円 銭</small>	<small>円 銭</small>	<small>円 銭</small>	<small>円 銭</small>	<small>円 銭</small>

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。  
 3. 当行は2016年度より「役員報酬BIP信託」を導入し、当該信託が所有する当行株式を自己株式として処理しております。これに伴い、1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬BIP信託」が所有する当行株式の数を控除しております。  
 4. 2019年度の状況につきましては、「事業の経過及び成果等」に記載のとおりであります。  
 5. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、1株当たり当期純利益については、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。



### ③ 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末				前 年 度 末			
	銀行業	リース業	信用保証業	その他事業	銀行業	リース業	信用保証業	その他事業
使用人数	1,239 <sup>人</sup>	13 <sup>人</sup>	2 <sup>人</sup>	50 <sup>人</sup>	1,292 <sup>人</sup>	11 <sup>人</sup>	4 <sup>人</sup>	43 <sup>人</sup>

(注) 使用人数は在籍者ベースであり、臨時雇員および嘱託は含んでおりません。

### ④ 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ. 銀行業

##### (イ) 当行の営業所数の推移

	当年度末	前年度末
山 形 県	70店 (うち出張所 1)	70店 (うち出張所 1)
宮 城 県	6 ( ) ( )	6 ( ) ( )
秋 田 県	1 ( ) ( )	1 ( ) ( )
福 島 県	1 ( ) ( )	1 ( ) ( )
栃 木 県	1 ( ) ( )	1 ( ) ( )
埼 玉 県	1 ( ) ( )	1 ( ) ( )
東 京 都	1 ( ) ( )	1 ( ) ( )
合 計	81 ( ) (1)	81 ( ) (1)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を133カ所（前年度末149カ所）設置しております。また、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を山形県内で108カ所（前年度末110カ所）設置しております。

##### (ロ) 当年度の当行の新設営業所

該当事項はありません。

注. 上記のほか、次の店舗外現金自動設備を設置および廃止しました。

- ① 当年度中に設置した店舗外現金自動設備  
該当事項はありません。
- ② 当年度中に廃止した店舗外現金自動設備  
陣場出張所（山形市）  
村山総合支庁（山形市）  
主婦の店パール店（鶴岡市）  
大沼デパート（山形市）  
コープなかのくち（酒田市）  
臨空工業団地（東根市）  
荘内病院（鶴岡市）  
米沢市立病院（米沢市）

立谷川工業団地（山形市）  
 神町駐屯地（東根市）  
 置賜総合支庁（米沢市）  
 最上総合支庁（新庄市）  
 庄内総合支庁（東田川郡三川町）  
 北村山公立病院（東根市）  
 東北中央病院（山形市）  
 山形市水道部（山形市）

(ハ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧  
 該当事項はありません。

(二) 当行が営む銀行代理業等の状況  
 該当事項はありません。

ロ. リース業

山銀リース株式会社：本社（山形市）

ハ. 信用保証業

山銀保証サービス株式会社：本社（山形市）

二. その他事業

山銀システムサービス株式会社：本社（山形市）

やまぎんカードサービス株式会社：本社（山形市）

TRYパートナーズ株式会社：本社（山形市）

やまぎんキャピタル株式会社：本社（山形市）

木の実管財株式会社：本社（山形市）

(注) TRYパートナーズ株式会社は、2019年12月9日設立、2020年4月1日に開業しております。

## 5 企業集団の設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	3,132
リース業	3
信用保証業	—
その他事業	0
合計	3,136

(注) 1. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含んでおります。



□. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内 容	金 額
銀 行 業	営業店システム 更改	1,605
銀 行 業	千歳寮 改築工事	399

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

⑥ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資 本 金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
山銀保証サービス 株 式 会 社	山形市十日町 二丁目4番1号	信 用 保 証 業	1974年 11月1日	百万円 20	% 100.00	
山 銀 リ ー ス 株 式 会 社	山形市宮町 二丁目2番27号	フ ァ イ ナ ン ス リ ー ス 業	1976年 4月8日	30	100.00	
山 銀 シ ス テ ム サ ー ビ ス 株 式 会 社	山形市三日町 一丁目2番47号	情 報 サ ー ビ ス 業	1990年 3月14日	20	100.00	
やまぎんカード サ ー ビ ス 株 式 会 社	山形市十日町 二丁目4番1号	ク レ ジ ッ ト、 金 銭 貸 付、 信 用 保 証 業	1991年 6月21日	30	100.00	
TRY パートナース 株 式 会 社	山形市七日町 三丁目1番2号	地 域 商 社、 コ ン サ ル テ ィ ン グ 業	2019年 12月9日	100	100.00	
やまぎんキャピタル 株 式 会 社	山形市七日町 三丁目1番2号	有 価 証 券 の 取 得 保 有、 売 却 業	1996年 4月3日	100	5.00	
木 の 実 管 財 株 式 会 社	山形市十日町 二丁目4番1号	財 産 管 理 業	1961年 6月6日	10	91.21	

(注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
2. 上記7社はすべて連結子会社および子法人等であり、持分法適用会社はありません。  
3. TRYパートナーズ株式会社は、2019年12月9日設立、2020年4月1日に開業しております。

## 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. じゅうだん会（株式会社八十二銀行、株式会社山形銀行、株式会社筑波銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社阿波銀行、株式会社宮崎銀行、株式会社琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は2005年1月に株式会社八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
7. 野村證券株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社との提携により、金融商品仲介業務を行っております。
8. 株式会社きらやか銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「ふるさと山形ネットサービス」）を行っております。
9. 株式会社七十七銀行および株式会社東邦銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「MY キャッシュポイント」）を行っております。
10. 山形県内4信用金庫（山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫）と提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「ぐるっと花笠ネット」）を行っております。
11. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
12. 株式会社秋田銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。

## 7 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

## 8 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社役員に関する事項

### ① 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
長谷川 吉 茂	取締役頭取 (代表取締役) 監査部担当		
三 浦 新一郎	専務取締役 (代表取締役) 秘書室、 営業支援部、 システム企画部、 東京事務所担当		
石 川 芳 宏	専務取締役 (代表取締役) 営業企画部、 金融市場部担当		
永 井 悟	常務取締役 人事総務部、 事務統括部担当		
長 沼 清 弘	常務取締役 本店営業部長		
勝 木 伸 哉	常務取締役 融資部担当		
小 屋 寛	常務取締役 経営統括本部長、 経営企画部、 リスク統括部、 コンプライアンス 統括部担当		
三 澤 好 孝	取 締 役 酒田支店長兼 酒田駅前支店長		
佐 藤 英 司	取 締 役 米沢支店長兼 米沢北支店長		
鈴 木 武 浩	取 締 役 仙台支店長		
藤 山 豊	取 締 役 融資部長		
長谷川 泉	取 締 役 リスク統括部長		
井 上 弓 子	取 締 役 (社外取締役)	高島電機株式会社代表取締役会長 山形商工会議所常議員 みやぎ・やまがた女性交流機構会長 国立大学法人山形大学経営協議会委員	
松 田 純 一	取 締 役 (社外取締役)	松田総合法律事務所所長 Dua&Matsuda Advisory株式会社代表取締役 株式会社MAP代表取締役 株式会社松田総合研究所代表取締役 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ 株式会社取締役監査等委員 (社外取締役)	(注)2
丹 野 晴 彦	取 締 役 監査等委員 常勤監査等委員		(注)3

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
中山 眞一	取締役 監査等委員 (社外取締役)	株式会社塚田会計事務所代表取締役社長 公益社団法人山形県防犯協会連合会会長 株式会社山形新聞社監査役 (社外監査役)	(注)4
浜田 敏	取締役 監査等委員 (社外取締役)	浜田・伊藤法律事務所所長 公益財団法人山形東高奨学会理事長 株式会社ヤマザワ取締役 (社外取締役)	(注)5
五味 康昌	取締役 監査等委員 (社外取締役)	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 名誉顧問 讀賣テレビ放送株式会社取締役 (社外取締役) 株式会社オービック取締役 (社外取締役)	
尾原 儀助	取締役 監査等委員 (社外取締役)	男山酒造株式会社代表取締役 山形酒類販売株式会社代表取締役 株式会社ヤマザワ監査役 (社外監査役)	

(注) 1. 取締役井上弓子氏、松田純一氏、中山眞一氏、浜田敏氏、五味康昌氏および尾原儀助氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。上記の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2. 取締役松田純一氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当行は、常勤の監査等委員を1名選定しております。その理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議への出席、日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取、内部監査部門等との密接な連携により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

4. 監査等委員中山眞一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査等委員浜田敏氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

(氏名)	(退任時の地位及び担当)	(退任年月日)
土門 義浩	取締役	2019年6月25日
柿崎 正樹	取締役 監査等委員	2019年6月25日

なお、取締役監査等委員柿崎正樹氏は、辞任による退任であります。

## ② 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	15名	205 ( 53 )
取締役 (監査等委員)	6名	31 ( - )
計	21名	236 ( 53 )

(注) 1. 上記報酬等には以下のものが含まれており、それぞれ合計額を括弧内に内書きしております。

- 役員賞与引当金繰入額のうち当事業年度に計上した額  
取締役(監査等委員を除く) 22百万円
- 株式報酬引当金繰入額のうち当事業年度に計上した額  
取締役(監査等委員を除く) 30百万円

2. 取締役の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第204期定時株主総会において、以下のとおり決議いただいております。
  - (1) 取締役（監査等委員を除く）  
年額220百万円以内（うち、社外取締役は年額10百万円以内）  
なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。
  - (2) 取締役（監査等委員）  
年額50百万円以内
3. 使用人兼務取締役の使用人分の給与等は51百万円（内賞与額9百万円）であります。
4. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ③ 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
井上弓子	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
松田純一	
中山眞一	
浜田敏	
五味康昌	
尾原儀助	

## ③ 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
井上弓子	高島電機株式会社代表取締役会長 山形商工会議所常議員 みやぎ・やまがた女性交流機構会長 国立大学法人山形大学経営協議会委員
松田純一	松田総合法律事務所所長 Dua&Matsuda Advisory株式会社代表取締役 株式会社MAP代表取締役 株式会社松田総合研究所代表取締役 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社取締役監査等委員 (社外取締役)
中山眞一	株式会社塚田会計事務所代表取締役社長 公益社団法人山形県防犯協会連合会会長 株式会社山形新聞社監査役 (社外監査役)
浜田敏	浜田・伊藤法律事務所所長 公益財団法人山形東高奨学会理事長 株式会社ヤマザワ取締役 (社外取締役)

氏名	兼職その他の状況
五味康昌	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社名誉顧問 読売テレビ放送株式会社取締役（社外取締役） 株式会社オービック取締役（社外取締役）
尾原儀助	男山酒造株式会社代表取締役 山形酒類販売株式会社代表取締役 株式会社ヤマザワ監査役（社外監査役）

- (注) 1. 高島電機株式会社、松田総合法律事務所所長である松田純一氏、株式会社松田総合研究所、株式会社MAP、株式会社塚田会計事務所、浜田・伊藤法律事務所、男山酒造株式会社および山形酒類販売株式会社は、当行との間に銀行取引関係があります。
2. 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の子会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当行と金融商品仲介業務に関する提携を行っております。金融商品仲介業務に関する提携の詳細については、重要な業務提携の概況をご参照ください。

## ② 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
井上弓子	4年9カ月	取締役会11回全てに出席しました。	企業経営者としての豊富な経験を基に、社外取締役として独立した立場から発言しております。
松田純一	9カ月	2019年6月25日の就任以来開催した取締役会9回中8回出席しました。	主に弁護士としての専門的知見を基に、社外取締役として独立した立場から発言しております。
中山真一	12年9カ月	取締役会11回全て、監査等委員会13回全てに出席しました。	主に公認会計士としての専門的知見を基に、社外取締役としての見地から発言しております。
浜田敏	11年9カ月	取締役会11回中10回、監査等委員会13回中12回出席しました。	主に弁護士としての専門的知見を基に、社外取締役としての見地から発言しております。
五味康昌	10年9カ月	取締役会11回中10回、監査等委員会13回中12回出席しました。	主に金融業務に関する豊富な経験を基に、社外取締役としての見地から発言しております。
尾原儀助	5年9カ月	取締役会11回全て、監査等委員会13回全てに出席しました。	企業経営者としての豊富な経験を基に、社外取締役として独立した立場から発言しております。

## ③ 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	16	—

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## ④ 社外役員の意見

上記①～③に対する社外役員の意見はありません。

## 4 当行の株式に関する事項

- ① 株式数 発行可能株式総数 59,670千株  
 発行済株式の総数 34,000千株（うち自己株式1,319千株）
- ② 当年度末株主数 8,058名
- ③ 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	1,438 <sup>千株</sup>	4.40%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,280	3.91
両羽協和株式会社	1,209	3.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,017	3.11
山形銀行従業員持株会	1,005	3.07
株式会社三菱UFJ銀行	816	2.49
日本生命保険相互会社	710	2.17
住友生命保険相互会社	708	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	683	2.09
東京海上日動火災保険株式会社	511	1.56

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行は自己株式1,319千株を保有しておりますが、上記記載から除いております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」導入において設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）所有の当行株式85千株を含んでおりません。また、持株比率は、自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### ① 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 (当行の監査の職務を行った 指定有限責任社員の氏名) 業務執行社員 公認会計士 佐藤 森夫 業務執行社員 公認会計士 小松崎 謙	54	当行監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、職務遂行状況の相当性、報酬見積もりの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当行、当行子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、56百万円であります。
3. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ② 責任限定契約

該当事項はありません。

### ③ 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任が適当であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任について株主総会に付議いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査等委員会が選定した監査等委員から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、監査品質および独立性等を総合的に検討し、再任もしくは不再任の決定を行います。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。



## 8 業務の適正を確保する体制

当行取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。

- (1) 当企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役および取締役会はコンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを認識し実践します。
  - ② 行動規準を当企業集団のコンプライアンスの基本に位置付け、コンプライアンス関連規程、業務に関連する各種法令等をコンプライアンス・プログラムや各種研修等において職員に周知し、コンプライアンスが企業文化として定着するよう徹底します。
  - ③ コンプライアンス統括部がコンプライアンス関連事項を統括し、当行の各部室店および子会社に配置されたコンプライアンス責任者・担当者を通してコンプライアンス関連の各種施策を実施します。
  - ④ コンプライアンスに関する各種施策は取締役会において意思決定するとともに、運用状況について、コンプライアンス・リスク管理に関する協議機関であるリスク管理会議等において定期的に協議を実施し、検証します。
  - ⑤ 反社会的勢力に対しては、断固として対決し、介入を阻止します。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、営業店・子会社および本部の連携を中心に警察を始めとした外部専門機関とも連携し、組織として対応する態勢を確立します。
- (2) 当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録を始めとする各種議事録や各種稟議書類等は、保存、管理、処分方法を定めた各種規程に基づき、適切かつ厳正に取り扱います。
  - ② 情報セキュリティに関する規程に基づき、各種情報や書類等の漏えい、滅失、紛失等を防止します。
- (3) 当企業集団の損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制
  - ① 取締役は、当企業集団の業務の健全性および適切性確保のため、経営計画や業務の規模・特性等を踏まえ、統合的リスク管理および各種リスクの管理機能の実効性確保に向けた態勢を確立します。
  - ② リスク管理に関する重要事項は、取締役会において意思決定するとともに、その運用状況について、リスク管理会議やALM会議等において定期的に協議を実施し、検証します。
  - ③ リスク統括部を統合的リスク管理部署として、リスク管理の基本規程である統合的リス

ク管理規程に定める基本原則や責任体制に基づき各種リスクの統合的管理に取り組みます。

- ④ 危機管理規程および関連マニュアルを周知・徹底するとともに、災害や各種障害、事件・事故等の緊急事態の発生に備え、定期的に緊急時の対応訓練を実施します。
- (4) 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は取締役会規程のほか、組織規程等に定める職務分掌や職務権限等に基づき、指揮命令、使用人との役割分担を実施し、その職務執行の効率性を確保します。
  - ② 取締役会は経営計画を定め、業績目標を明確化するとともに、その達成・進捗状況について定期的に確認します。
  - ③ 業務の合理化・効率化を進め、効率的な取締役の職務執行態勢を確立します。
- (5) 当企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役が子会社の業務の適正について監督するとともに、人事交流、情報交換を密にし、当企業集団の連携態勢を確立します。
  - ② 関連会社管理規程等に基づき、コンプライアンス・リスク管理に関する事項や取引条件等の経営上重要な事項について協議するとともに、子会社のコンプライアンス・リスク管理態勢の整備・機能強化を指導します。また、定期的に子会社から業務執行状況や財務状況等の報告を受け、当企業集団の業務の適正を確保します。
  - ③ 会計に関する各種法令や基準等を遵守し、当企業集団の財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を確立します。
- (6) 内部監査部門による内部統制システムの監査の体制
- ① 監査部は内部統制システムの有効性および機能発揮状況等について、当行および子会社に対し定期的に監査を実施し、改善を要請するとともに、その結果を取締役会および監査等委員会に報告します。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（補助使用人）について、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、その人数、地位等の具体的な内容について決定します。
  - ② 補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）から独立してその職務を遂行します。
  - ③ 補助使用人は、その職務を遂行するために必要な調査、会議出席、情報収集等を行うことができます。

- ④ 補助使用人の異動・評価等の人事に関する事項については、監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定します。
- (8) 当企業集団の取締役（監査等委員である取締役を除く）・その他使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告するための体制
- ① 当行は、当企業集団の役職員が法令等の違反行為等、当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実やその他重要事項について、当行の監査等委員会に報告する態勢を確立します。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況等について、監査等委員会に報告します。
- ③ 監査等委員会は、監査部と緊密な連携を保ち監査を実施するとともに、いつでも取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対して、報告を求めることができます。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当行は、監査等委員会へ報告を行った当企業集団の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の役職員に周知徹底します。
- (10) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員会が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理します。
- (11) その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、監査等委員による重要な会議等への出席、稟議書類等業務執行に係る重要な書類を閲覧することで、業務の執行状況等について監査するとともに、定期的に代表取締役等と意見交換を行います。
- ② 監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見および情報交換を行うとともに、職務の執行に際して必要な場合には、弁護士等の外部専門家を活用します。

## 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保  
取締役会を原則毎月開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項およびその他の重要事項について、協議・決定するとともに、業務執行状況を監督しております。  
さらに、迅速な経営判断および業務執行を行うために、頭取および役付取締役で構成する常務会を原則毎週開催しており、取締役会より委任を受けた事項やその他経営全般に係る事項について協議・決定するとともに、業務執行に関する主要な報告を求めています。
- (2) リスク管理体制  
リスク管理の基本方針などの重要事項につきましては、取締役会が半期毎に見直しを行うほか、関連規程の改廃は、取締役会で協議・決定しております。  
また、コンプライアンスを含めたリスク管理のモニタリングの徹底を図るため、リスク管理会議およびALM会議を常務会として定期的に開催しております。  
加えて、経営統括本部内にリスク統括部を設置し、リスク管理の基本規程である「統合的リスク管理規程」に定める基本原則や責任体制に基づき、各種リスクの統合的管理に取り組んでおります。  
さらに、監査部を内部監査部署とし、被監査部門に対しての独立性を確保したうえで、関連会社を含む全部室店を対象に業務運営・管理およびリスク管理の適切性・有効性を監査しております。
- (3) コンプライアンス態勢  
半期毎に取締役会にてコンプライアンス・リスク管理方針を定め、運用状況をリスク管理会議で協議し、検証するほか、コンプライアンスに関する各種施策を取締役会にて決定しております。また、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力等との取引の遮断などについてリスク管理会議で協議し、その内容を取締役会に報告しております。
- (4) 当行グループにおける業務の適正の確保  
グループ会社の経営管理につきましては、「関連会社管理規程」に基づき、グループ会社の業務執行について重要性に応じて、当行の取締役又は常務会等の決裁を受ける体制を整備しております。  
また、グループ会社代表取締役による定例会議を原則として毎月開催し、業務報告および意見交換を行っております。
- (5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等  
監査等委員会の監査につきましては、各取締役に対する牽制機能を果たすほか、重要会議

への出席、取締役・内部監査部門等から執行状況の聴取、営業店・関連会社の往査などを定期的に実施し、その結果を監査等委員会において報告を行い、全監査等委員の認識と課題、情報の共有を図っております。また、会計監査人との連携として、監査等委員会は会計監査人との協議を随時実施し、相互に連携・情報交換しながら監査を実施しております。

## 9 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 10 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に規定しております。

当行は、銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等の観点から、内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、企業価値の持続的な向上と企業体質のさらなる強化をめざすべく、有効に活用してまいります。







## 連結計算書類の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7 社  
会社名

山銀保証サービス株式会社  
山銀リース株式会社  
山銀システムサービス株式会社  
やまぎんカードサービス株式会社  
T R Y パートナース株式会社  
やまぎんキャピタル株式会社  
木の実管財株式会社

なお、T R Y パートナース株式会社は、新規設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等  
会社名

やまがた地域成長ファンド投資事業有限責任組合  
山形創生ファンド投資事業有限責任組合  
やまがた地域成長ファンドⅡ号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等  
該当ありません。
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
会社名

やまがた地域成長ファンド投資事業有限責任組合  
山形創生ファンド投資事業有限責任組合  
やまがた地域成長ファンドⅡ号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等  
該当ありません。

- (3) 開示対象特別目的会社に関する事項  
該当事項はありません。

### (4) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、重要性が乏しいものを除いて、定額法により償却することとしております。



## (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	86,123	預 渡 性 預 金	2,267,133
コールローン及び買入手形	1,310	コールマネー及び売渡手形	101,111
買入金銭債権	8,051	債券貸借取引受入担保金	19,589
金銭の信託	481	借 用 金	65,505
有価証券	758,083	借 用 金	13,505
貸出金	1,713,248	外 国 為 替	29
外国為替	2,491	そ の 他 負 債	16,790
その他の資産	52,907	役員賞与引当金	22
有形固定資産	15,445	退職給付に係る負債	468
建物	3,802	役員退職慰労引当金	9
土地	8,782	株式報酬引当金	101
建設仮勘定	1,082	睡眠預金払戻損失引当金	168
その他の有形固定資産	1,777	偶発損失引当金	304
無形固定資産	3,554	ポイント引当金	50
ソフトウェア	3,346	利息返還損失引当金	56
その他の無形固定資産	207	繰延税金負債	13
繰延税金資産	1,965	再評価に係る繰延税金負債	1,270
支払承諾見返	19,281	支 払 承 諾	19,281
貸倒引当金	△9,824	負 債 の 部 合 計	2,505,412
		(純資産の部)	
		資 本 金	12,008
		資 本 剰 余 金	10,215
		利 益 剰 余 金	125,128
		自 己 株 式	△3,173
		株 主 資 本 合 計	144,179
		その他の有価証券評価差額金	6,865
		繰延ヘッジ損益	△3,267
		土地再評価差額金	1,109
		退職給付に係る調整累計額	△1,342
		その他の包括利益累計額合計	3,365
		非支配株主持分	161
		純 資 産 の 部 合 計	147,706
資 産 の 部 合 計	2,653,119	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,653,119

(2019年4月1日から)  
(2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		44,041
資	金 運 用 収 益	25,085	
	貸 出 金 利 息	17,161	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	7,716	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	77	
	買 現 先 利 息	△1	
	預 け 金 利 息	12	
	そ の 他 の 受 入 利 息	118	
役	務 取 引 等 収 益	7,507	
そ	の 他 業 務 収 益	9,931	
そ	の 他 業 務 収 益	1,516	
	償 却 債 権 取 立 益	16	
	そ の 他 の 経 常 収 益	1,500	
経	常 費 用		39,406
資	金 調 達 費 用	2,115	
	預 金 利 息	643	
	譲 渡 性 預 金 利 息	19	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	7	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	486	
	借 用 金 利 息	163	
	そ の 他 の 支 払 利 息	795	
役	務 取 引 等 費 用	2,594	
そ	の 他 業 務 費 用	9,624	
営	業 経 費 用	21,767	
そ	の 他 経 常 費 用	3,305	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,735	
	そ の 他 の 経 常 費 用	1,570	
経	常 利 益		4,634
特	別 利 益		3
	そ の 他 の 特 別 利 益	3	
特	別 損 失		169
	固 定 資 産 処 分 損 失	165	
	減 損	3	
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,468
法	人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,330	
法	人 税 等 調 整 額	597	
法	人 税 等 合 計		1,927
当	期 純 利 益		2,541
非	支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3
親	会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,537

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社山形銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 森 夫 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小松 崎 謙 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山形銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第208期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社 山形銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 森 夫 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小松 崎 謙 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山形銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山形銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第208期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、事業報告に記載の元行員による不祥事件については、法令等遵守意識の徹底、内部管理態勢の一層の充実・強化など、再発防止策に取り組んでいることを確認しております。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社山形銀行 監査等委員会

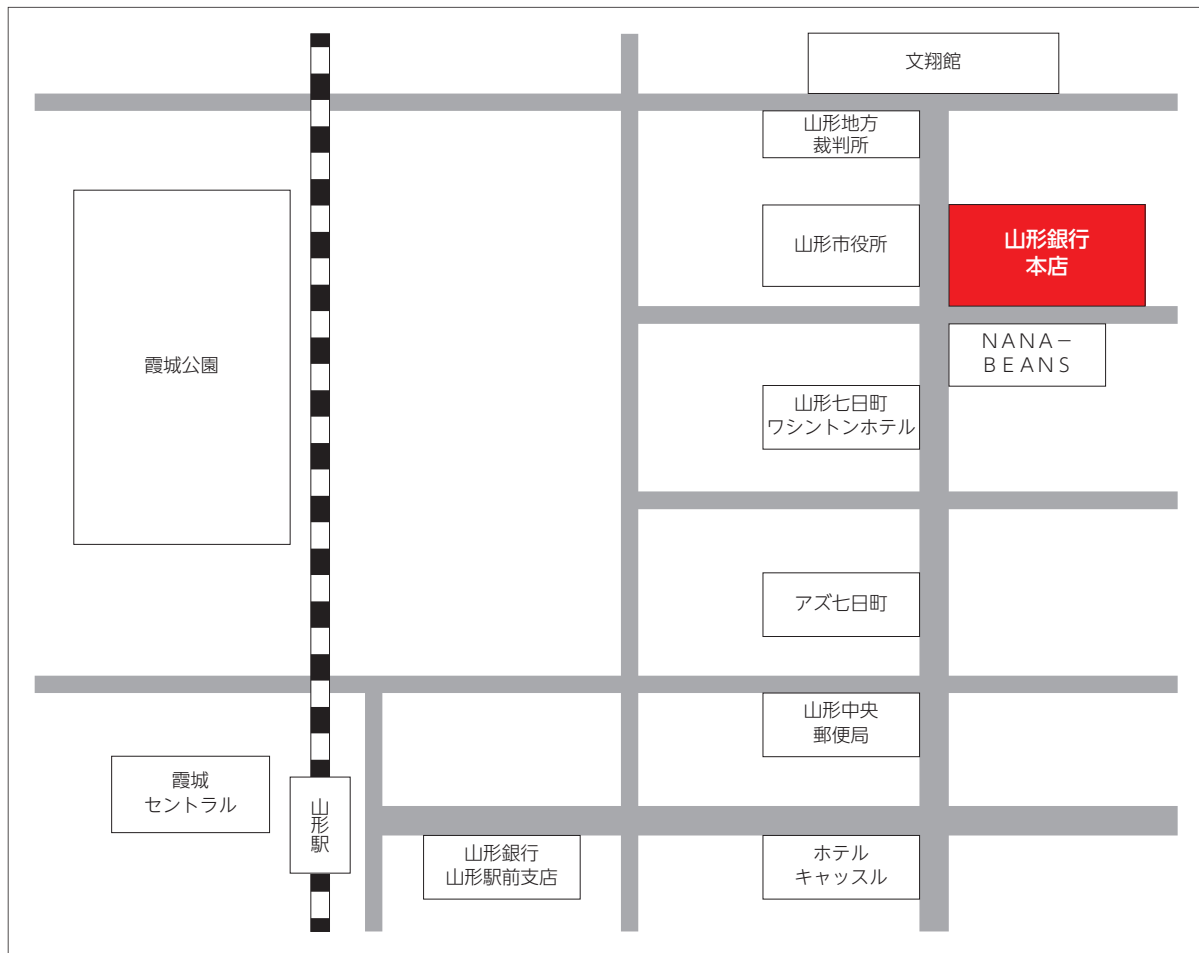
常勤監査等委員	丹野晴彦	㊟
監査等委員	中山真一	㊟
監査等委員	浜田敏	㊟
監査等委員	五味康昌	㊟
監査等委員	尾原儀助	㊟

(注) 監査等委員中山真一、浜田敏、五味康昌及び尾原儀助は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

**場所**：山形市七日町三丁目1番2号 山形銀行本店7階会議室



- 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。
- 交通のご案内：JR山形駅より徒歩20分（タクシー10分）



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



環境に配慮した植物油  
インキを使用しています。